

その他

町選挙管理委員会委員の就任

雄武町選挙管理委員会委員の退職に伴い、新たに伊藤弘氏が同委員に就任しました。

雄武町選挙管理委員会は4人の委員により構成され、選挙の適正な管理執行と明るい選挙推進に尽力いただいています。

雄武町選挙管理委員会委員

- 委員長 中島 克弥 氏
- 委員長職務代理者 桑原 哲夫 氏
- 委員 牧野 京子 氏
- 委員(就任) 伊藤 弘 氏



新たに就任した伊藤 弘氏(緑町)

雄武町長選挙の選挙期日

雄武町長の任期満了(9月30日)に伴う選挙は、9月22日(日)に執行することになりましたので、お知らせします。

雄武町選挙管理委員会

6月議会定例会開催のお知らせ

6月議会定例会を次のとおり開催する予定です。お知らせします。

開会 6月13日(木) 10時

場所 役場庁舎3階 議場

定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開催され、定例会では議案審議のほか一般質問が行われます。議会はどなたでも傍聴できますので、皆様のご来場をお待ちしています。

町議会事務局

ドコモまちづくり講座

町の事業や施策、行政情報などについて聞いてみたいことはありませんか。

町では、町民の皆さんの要望に応じ、町の職員が講師として出向いてお話を「ドコモまちづくり講座」を実施しています。

講座の利用は、町内に在住(勤務・通学)する人が作る10人以上の自主的な学習を目的とした団体、グループを対象とし、町民の皆さんの自主的な学習活動を支援するとともに、町民と行政による協働のまちづくりを進めていくことを目的としていますので、積極的なご利用をお待ちしています。

なお、利用にあたっては、開催希望日の2週間前までに申し込みが必要となります。

講座メニューや詳しい内容については、今月号広報折り込みチラシをご覧ください。

町財務企画課企画調整係

職員の夏季の軽装にご理解を

夏季期間中(9月30日まで)、町職員は軽装(ノーネクタイ、ノー上着)で勤務しておりますので、ご理解いただきませうよろしくお願ひします。

町総務課庶務係

運転免許証の有効期間延長措置

「運転免許証の有効期間延長措置」がなくなりま

警察署窓口では運転免許更新手続きをして適性検査に合格をした日から2か月後まで有効期間を延長していましたが、この「延長措置」がなくなりま

これからは免許有効年月日まで「更新手続」および「更新講習受講」の両方が完了しないと免許が失効されます。

雄武町での更新講習は回数に限られており、今後は速やかな手続きが必要となります。

詳しい内容につきましては北海道北見運転免許試験場まで問い合わせください。

北海道北見運転免許試験場 ☎ 0157・36・7700

不正改造車を排除する運動

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており様々な部品などが販売されています。

しかしながら、不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これらの不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金などの対象となります。

国土交通省では、これら不正改造を排除するため、関係省庁、自動車関係団体と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取り組みを行っております。

皆さんもこの機会に不正改造が違法行為であることの認識を深めていただき、その排除にご協力ください。

詳しい情報は次のアドレスから <http://www.tenken-seibi.com>

不正改造車を見かけたら、情報をお寄せください。

北海道運輸局北見運輸支局 ☎ 0157・24・7633

Information

中山間地域等直接支払制度実施状況の公表

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国および地方自治体による支援を行う制度として平成12年度から実施しており、平成27年度から第4期対策(平成27年度~令和元年度)が開始されました。

町では、この制度を利用し55人の農業者と13法人が集落協定に基づいた共同取組活動を行ってきました。制度の実施状況については、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の規定により公表が定められていることから、制度の趣旨および平成30年度の集落活動内容などについてお知らせします。

●制度の基本的な考え方

農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、農業生産活動を通じ国土の保全・水資源のかん養、良好な景観の形成などの多くの多面的機能を有していますが、中山間地域等は傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な地域であるため、農業生産の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、国民の理解のもとに、平地地域との生産条件の格差を解消するために設けられた制度です。

●対象農用地

- ①急傾斜地 ②緩傾斜地 ③小区画・不整形な田 ④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地 ⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

雄武町は「積算気温が低く、草地比率の高い草地」に該当します。



●対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する農業者など。

●対象行為

耕作放棄地の防止活動などを行う「農業生産活動」、国土保全・環境美化などに努める「多面的機能を増進する活動」を必須項目とし、このほか生産性・収益の向上や担い手の育成に資する活動などが対象となり、これらは集落協定を締結し共同での活動として取り組まれます。

●交付金

平成30年度の雄武町が該当する基準においては、集落の取組状況に応じて10アール当たり1,500円が交付され、一農業者当たりの交付金額は250万円が上限となっています。

平成30年度の本町における交付金総額はおよそ1億1,862万円であり、内訳および共同取組活動の内容については表のとおりです。

組織名	協定参加者数	対象農用地面積	交付金額(千円)	
			共同取組	個人配分
雄武町集落協定	55人 13法人	7,908ha	118,619	73,969
主な共同取組活動の内容	【農用地に関する活動】 ○耕作放棄防止等の活動 ・賃借権設定 ・農地の法面管理 ・草地改良資材の購入 ・オルソ画像の更新 【水路、農道等の管理活動】 ○農道の管理 ・草刈り	【多面的機能を増進する活動】 ○花壇整備、農場周辺の環境整備 ○山砂利敷設整備 【農業生産活動等の継続に向けた活動】 ○肥料の共同購入 【その他】 ○認定農業者の育成		

※平成27年度から始まった第4期対策では、これまでの8集落を1集落に再編し、多面的機能の維持・増進を一層図るとともに、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取り組みを推進します。

町産業振興課農務係